



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

2010 年 3 月 23 日

「LT会」会報第 10-5 号（総 63 号）

税務調査による追徴税額 工商税全体の 1.5% 12 年ぶりの目標額設定

上海良図商務諮詢有限公司

中国国税総局は今年度、全国の税務調査部門に対し、税務調査による追徴納税目標額が工商税（企業から徴収の税金を指す）納税額全体の 1.5%を下回らないようにすることを通達した。つまり、財政部による工商税納税額の今年の増加目標が 8%とすると、税務調査による追徴納税額は 1000 億元を超えなければならないことになる。もし工商税納税額全体の成長率が 8%以上ということになれば、税務調査による追徴納税額もそれに比例して増えることとなる。

2009 年度は全国的な税務調査の強化によって、追徴納税額は全国で 1192 億元にのぼり、これは 2006 年から 2008 年までの 3 年間に、税務調査により追徴納税された総額を超えるものとなった。国税務局が税務調査部門に対し、今回のようなノルマを設定したのは、1998 年のアジア金融危機後以来 12 年ぶり、二回目のことだ。

今回国税総局では、各省の税務調査部門に対し、昨年度自主検査を実施した全国 63 の大企業グループの自主検査結果を重点的に調査し、自主検査に不明確、不徹底なところや疑わしい余地のある企業に対しては再検査を徹底し、申告漏れのあった場合は二倍の罰金を課すように要求している。

今年の税務調査では、特定産業に対し重点的に検査を実施するとしており、特に薬品販売、不動産開発及び建築施工業や交通運輸業が指定検査項目とされ、営利性の医療機関や教育機関と、年収 12 万元を超える個人所得税の自己申告分が指導検査項目とされている。指定検査項目とは税務調査の結果を出さなくてはならない項目で、必ず検査が行われるが、指導検査項目の場合は、各地の状況に応じて一部分に抽出検査が行われるものだ。昨年の税務調査実施の結果、薬品小売業の追徴税額が比較的大きかったため、今年も引き続きこの業界は検査強化の対象となっている。また、去年は検査強化の対象ではなかった国営企業の非流通株譲渡益に対する税務調査も重点項目にいれられた。その他、上場企業の資産評価益や持株譲渡益、国有資産企業の不良資産売却益なども 2010 年度重点検査対象とされている。また、テレビ通販業などの新興産業や、ブラックホールの最も多いとされる不動産開発業、建設業なども漏れなくリストアップされている。

また、国税総局大企業司では昨年税務調査局と連携して大企業 45 社に対して自主検査を実施したが、今年は更に外資系企業 10 社が自主検査のリストに入れられた。2009 年度の全国税務調査による追徴納税総額は 1192 億元にのぼり、2008 年度比 232%の大幅増額となった。

国税総局の統計によれば、重点税源企業の自主検査により追徴された納税額は 688 億元で、その内の 63 の大企業グループだけで 229 億元を占めた。納税特定項目検査だけでも 513 万元で前年比 125%の増加となった。一件につき 100 万元を超える大型案件が 5263 件もあった。2009 年上半期は全国的に税収マイナスとなり、前年同期比で 6%下降した。この局面を打開するため、国税局ではこれまで税収ノルマを定めていなかった慣例を破り、前年度の 2 倍にあたる 1000 億元の税収目標を前億の税務調査部門に通達した。

短期間にノルマを達成するため、各地の税務調査局では企業の自主検査を税務調査のメインにおい



LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

ている。2009年4月から、税務調査総局は大型企業グループに対し、自主検査を実施し、各地方の税務調査局も現地の高額納税者に対し自主検査を実施した。1998年に著しい税収の落ち込みがあった時、国税総局は緊急通達を発して、何とか税収ノルマを達成させた経験があったが、その後10年間、税務調査に対してノルマを定めていなかった。

今回、一連の税務当局側の動きを受けて、各地の会計監査事務所や税務コンサルタントには、自主検査や税務調査に対する相談やコンサルティングの依頼が確実に増えている。コンサルティング関連の方でもこれらの状況に迅速な反応を示し、企業向けに財務計画や生産、倉庫管理、調達、販売及び税関業務等に関する専門講座を設けたりしている。一方、インターネットのHP上で税務検査対応のポイントについて解説したりしている地方税務局もある。企業としては最も気になる、自主検査の結果、再調査を受けなくてもよい、適切な追徴納税額はどのくらいになるのか？といった問題では、“一部の地方税務調査局内部には、企業の自主検査の結果出てきた追徴納税額は、前年度の納税総額の1.5%を下回らないようにする、という暗黙の規定があるとも言われている。”また、“通常は自主検査の結果が真面目にやっている印象を与えることができれば、問題はない。しかしもし当局側に不満がある場合、或いは金額が目標額に達しなかった場合でも、再度自主検査の機会が与えられる。だが、これは最後のチャンスである。”といった、自主検査の経験に乏しい企業の財務担当者には、非常にありがたい情報を提供してくれている。

以上